

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	12 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月

社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和60年6月の国民年金保険料の納付事実の確認ができなかった。

会社を退職後、結婚した昭和60年7月に、A市役所において、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料の納付書を発行してもらったはずである。事実、年金手帳の「被保険者となった日」は、昭和60年7月\*日から同年6月1日に訂正されている。

このため、申立期間について、納付事実の確認ができないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、国民年金に任意加入した昭和60年7月以降、厚生年金保険と国民年金の切替手続きを適正に行っており、国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者と婚姻（昭和60年7月\*日）した際、A市役所において、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料の納付書を発行してもらったと主張しており、事実、申立人の所持する年金手帳における「被保険者となった日」欄が、昭和60年7月\*日から同年6月1日に訂正されていることが確認できる上、同市役所から、この訂正について、A市において行われたものである旨のほか、申立期間当時、同市役所の窓口において、被保険者に手書きの納付書を発行していた旨の回答を得ていることから、申立人が国民年金の加入手続きを行った際に発行された納付書は、申立期間の保険料に係る納付書であったと推認するのが自然である。

さらに、申立人は、昭和 60 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 7 月 \* 日に厚生年金保険被保険者と婚姻しており、申立期間については、本来、強制加入となるべき期間であるが、申立人の所持する年金手帳における「被保険者となった日」欄は、昭和 60 年 7 月 \* 日から同年 6 月 1 日に訂正されているものの、その種別については、任意から強制に訂正されておらず、行政側の申立人に係る事務手続が適正に行われていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和39年2月1日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支社に勤務していた昭和39年2月1日から同年5月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和38年3月16日にA社に入社してから、41年9月16日に退職するまで、同社に継続して勤務しており、当該期間中に退職したことは無く、身分が変わったことも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書により、申立人が、昭和38年3月16日に同社に入社し、41年9月16日に退職したことが確認できるとともに、同社から提出された社報に記載された辞令により、申立人が、39年2月1日付けで同社C支社から同社B支社に異動し、同年5月1日付けで同社同支社からD社(現在は、A社E本社)に異動していることが確認できる。

また、A社から、厚生年金保険被保険者であれば、転勤の際も保険料は給与から継続して控除されていたはずであるとの証言が得られたほか、オンライン記録により、申立人と同様に、昭和39年5月1日にD社に異動し被保険者資格を取得した者について調べたところ、被保険者期間が欠落している者は見られない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、A社B支社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢で、昭和39年5月1日にA社B支社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日にD

社における被保険者資格を取得した同僚二人のA社B支社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の38年10月の定時決定の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人の申立期間に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から申立てどおりの資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年2月から同年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和52年3月31日から同年4月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、昭和52年3月末日まで、A社に勤務していたと記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人が、A社において、昭和50年4月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、52年3月31日に離職している旨の回答が得られた。

また、A社からの回答書により、申立人が、昭和52年3月31日まで、同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和52年3月31日として届け出たため、同年3月の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行って

おらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日に係る記録を昭和53年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年9月から同年12月1日まで  
② 昭和53年8月1日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B事務所に勤務していた昭和51年9月から同年12月1日までの期間及びA事務所に勤務していた53年8月1日から同年9月1日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。両期間とも間違いなく勤務しており、当然厚生年金保険に加入していたはずなので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A事務所に係る申立期間②について、申立人が行っていた業務を引き継いだ者に照会したところ、自身は昭和53年8月10日ごろにA事務所に就職し、申立人との業務引継を同年8月末ごろまで行った後、申立人が退職した旨の証言が得られた。

また、C事務所（A事務所が法人化した後の名称）に照会したところ、同事務所においては、職員は退職する際に、月末に支払われる給与を受け取って退職するのが通例であり、申立人も昭和53年8月末まで在籍したと考えられる旨の回答が得られ、これらのことから、申立人が同年8月31日まで同事務所に勤務していたことが認められる。

さらに、C事務所から提出された昭和53年の社会保険料の預り金に係る会計帳簿により、同年8月の社会保険料の預り金を確認できるが、その金額は、申立人が被保険者資格を喪失し、それ以外の被保険者の変動が無いにもかかわらず、申立人が資格を有していた同年7月の預り金額と同額となっている。この点について、C事務所に照会したところ、同事務所では給与の



締切日及び支払日は当月末であり、社会保険料は当月分を控除している旨及び会計帳簿の記載から判断すると、申立人の給与から昭和 53 年 8 月の社会保険料を控除していたと考えられる旨の回答が得られたことから、申立人は申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A 事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の昭和 53 年 7 月における標準報酬月額が 11 万 8,000 円であることから、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間②当時の資料が保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 B 事務所に係る申立期間①について、D 事務所（B 事務所から名称変更）に照会したところ、申立人は昭和 51 年 8 月 30 日に入所した旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間①当時、B 事務所に勤務していたことは認められる。

一方、D 事務所に照会したところ、申立人に係る被保険者資格取得届の控えが提出され、申立人について昭和 51 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出が行われたことが確認できるほか、申立期間①当時、4 か月の見習期間があり、見習期間中の従業員については、社会保険の対象外としていた旨の回答が得られた。

また、申立期間①前後に被保険者資格を取得した者 8 人に照会したところ、3 人から、自身が入社した当時、3 か月程度の見習期間があり、見習期間終了後に健康保険証が交付された旨及び入社当初は給与から厚生年金保険料が控除されていなかった旨の回答が得られ、事実、B 事務所に係る被保険者名簿により、当該同僚は自身が証言している入社時期から 3 か月遅れて被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間①当時、B 事務所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがわれる。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和20年10月1日に、厚生年金被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については140円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月7日から同年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B製造所（現在は、C社D本部E工場F製造所）に勤務していた期間のうち、昭和20年9月7日から同年10月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和17年5月1日の入社から20年9月30日の退職まで、A社B製造所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社B製造所に勤務していたことは、C社からの回答から推認できる。

また、C社が保管しているA社B製造所の労働者年金保険被保険者資格喪失届（副）により、申立人が主張する昭和20年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社B製造所の労働者年金保険被保険者資格喪失届（副）の記録から、140円（14等級）とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C営業所または同社B営業所に勤務していた昭和40年3月1日から同年9月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和39年9月15日にA社C営業所に入社し、D職として勤務した後、同年10月1日から44年9月17日に同社を退職するまで、E職として、継続して勤務していたことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社B営業所における雇用保険の加入期間は、昭和39年9月29日から44年9月15日までの期間である旨の回答が得られたことから、申立人が、申立期間中、同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が、申立期間当時、一緒に勤務していたとして名前を挙げている同僚のうち一人から、申立人とは、A社C営業所に入社してから、同寮、同室であるとともに、一緒に勤務をし、申立期間についても、申立人は、E職として勤務しており、自身と比較して、勤務時間や仕事の内容等、労働条件に違いは無かった旨の回答が得られた。

さらに、上記回答の得られた同僚の厚生年金保険の加入記録を調査したところ、当該同僚は、申立期間当時、A社C営業所において被保険者資格を喪失し、継続して同社B営業所において被保険者資格を取得しており、厚生年金保険の加入記録に欠落期間は見られない。

加えて、申立人と同様に、E職としてA社に勤務をしていた同僚から、E

職は、同社B営業所において、厚生年金保険に加入していた旨の回答が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社B営業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和40年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の関係書類が残存していないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA機関における資格喪失日に係る記録を昭和63年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所で年金記録を照会したところ、A機関における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、昭和63年3月31日である旨の回答を受けた。

私は、昭和63年3月31日までA機関に勤務していたことから、同機関における被保険者資格喪失日は同年4月1日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA機関に係る雇用保険被保険者記録では、申立人は、昭和62年6月3日に被保険者資格を取得し、63年3月31日に離職していることが確認できる旨の回答が得られた。

また、A機関に照会したところ、同機関は、申立期間における申立人の在籍を認めているほか、当時の厚生年金保険料の控除方式について、現在と同様に、当月控除であったとしている。

さらに、月末に退職する者の厚生年金保険の取扱いについて、A機関は、通常であれば、退職月の翌月1日付けで社会保険事務所（当時）に被保険者資格喪失届を提出していたはずであるとしており、申立人の被保険者資格喪失日が昭和63年3月31日と届出されているのは、申立期間当時の担当者の手続上の誤りであり、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたとしている。

加えて、申立期間当時の事務長からも、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A機関に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認め

られる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA機関に係るオンライン記録における昭和62年10月の定時決定の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあった旨の回答が得られたことから、事業主は昭和63年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を平成6年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月30日から同年12月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場における被保険者資格喪失日が、平成6年11月30日である旨の回答を受けた。  
私は、平成6年9月12日にA社B工場に入社し、同年12月1日付けで同社本社の所属となったことから、同社B工場における被保険者資格喪失日は、同年12月1日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が平成6年9月12日、離職日が7年3月31日である旨の回答が得られたとともに、A社に照会したところ、申立人は、6年12月1日付けで同社B工場から同社本社へ所属が変更となった旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間中に同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出されたA社B工場における平成6年12月分（平成6年11月勤務分）及び同社本社における同年12月度（同年12月勤務分）の給与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、本来、申立人のA社B工場における資格喪失日を平成6年12月1日とすべきところ、事務処理の誤りにより、同年11月30日として届け出ってしまった旨の回答が得られたことから、事業主は同年11月30日

を被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 11 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月18日から同年7月1日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社本社工場に勤務していた期間のうち、昭和48年6月18日から同年7月1日までの期間について、加入記録が無いことが判明した。

私は、昭和34年3月25日に入社して以来、平成13年2月16日に定年により退職するまで、A社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、申立人は、昭和34年3月25日に被保険者資格を取得し、平成13年2月15日に離職していることが確認できる旨の回答が得られた。

また、C健康保険組合に照会したところ、昭和34年3月25日から平成13年2月16日まで、申立人は被保険者資格を有していた旨の回答が得られた。

さらに、申立人から提出された「20年勤功賞」の表彰状について、B社人事管理社担当者に照会したところ、記載内容のとおり、申立人は継続して勤務していたと思われる旨の回答が得られた。

加えて、B社人事管理社は、申立期間当時の申立人に関する資料は残存していないため、当時の勤務地を特定することはできないとしているものの、申立人のA社における厚生年金保険被保険者期間に空白があるのは、当時の担当者の手続上の誤りであり、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた旨を回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社本社工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたもの

と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和48年5月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあった旨の回答が得られたことから、事業主は昭和48年6月18日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 34 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、34 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 15 日

A社から、平成 16 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 16 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、41 万 2,500 円の賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 34 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（34 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 22 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 15 日

A社から、平成 16 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 16 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、26 万 6,700 円の賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 22 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（22 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 22 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の A 社における標準賞与額に係る記録を、22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 15 日

A 社から、平成 16 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 16 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、24 万 9,600 円の賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 22 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（22 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額 16 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、16 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 15 日

A社から、平成 16 年 12 月分賞与の年金記録が漏れている旨の連絡を受けた。会社から提出された賃金台帳のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、年金記録に平成 16 年 12 月分賞与の標準賞与額を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、22 万 5,000 円の賞与を支給されていることが確認できる。

また、標準賞与額 16 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。この点について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額により、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額（16 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月1日について、その主張する標準賞与額（49万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を49万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月1日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社において平成18年7月に支払われた賞与に係る記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、A社における賞与の支払い及び厚生年金保険料の控除が確認できる賞与支給明細書があるので、申立期間における記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（49万円）に基づく厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から、申立人に係る賞与支払届の手續を誤り、保険料も納付していない旨の回答が得られたことから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年7月1日の標準賞与額（49万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から41年1月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和38年8月から41年1月までの国民年金保険料の納付事実が無いことが判明した。

国民年金に任意加入後、しばらく保険料を納付していなかったが、申立期間の保険料については、後からまとめて納付した記憶がある。

このため、申立期間の保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人には、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されており、これらの同記号番号の統合年月日は不明であるが、申立人に係る現在の年金記録については、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、昭和41年2月12日に国民年金に任意加入後、同資格取得年月日が36年3月30日に訂正され、38年8月20日に同資格を喪失したことが確認でき、申立期間については、共済組合員との婚姻による任意加入期間であり、申立人は、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金保険料現金領収書により、申立人は、申立期間直後の昭和41年2月から同年3月までの保険料について、第二回特例納付制度を利用して、50年11月26日に納付しているが、これをもって申立期間の保険料を納付したと推認することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す



ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から同年12月までの期間及び57年12月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年9月から同年12月まで  
② 昭和57年12月から58年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和51年9月から同年12月までの期間及び57年12月から58年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

両申立期間については、それぞれ厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成6年3月23日以降と考えられ、この時点では、両申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、オンライン記録により、申立人は、平成6年6月9日に、申立期間①と②の間の厚生年金保険被保険者資格記録及び申立期間②直後の同資格記録が追加されていることが確認できることから、申立人の年金記録は、6年4月以降に、国民年金の加入手続を行ったことに伴い整理されたと考えられ、申立人は、両申立期間当時には、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、昭和51年9月26日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、A町役場（現在は、B市役所）において国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、仮に、申立人の主張どおりであれば、申立人の国民年金手帳記号については、申立期間①当時の居住地を管轄するC社会保険事務所

(当時)において払い出される「\*」となるべきである。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号については、E社会保険事務所(当時)管内の市町村に払い出される「\*」であり、事実、申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号欄には「D市」と押印されていることが確認できることから、申立内容に矛盾が認められる。

加えて、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成6年3月以降の時点では、特例納付制度は存在しないため、両申立期間の保険料を納付することはできない。

その上、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 1039

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

会社を辞めた時、義父に勧められ、A市において、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、昭和59年3月にA市からB町（現在は、A市）に転居した後、B町役場（現在は、A市役所）において、納付していたはずである。

このため、申立期間の保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の所持する国民年金手帳により、申立人が、国民年金任意加入被保険者資格を昭和52年2月18日に取得し、59年4月2日に喪失していることが確認でき、また、申立期間については、厚生年金保険被保険者との婚姻による任意加入期間であることから、申立人は、国民年金被保険者資格を有しておらず、納付書が送付されないため、保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金第3号被保険者該当届は、昭和52年2月18日に取得した国民年金手帳記号番号に基づき、61年5月1日に申立人の居住地を管轄するB町役場に提出され、社会保険事務所（当時）において、同年6月3日に受け付けられていることが確認でき、仮に、申立人が申立期間について、国民年金任意加入被保険者資格を有している場合、市町村経由での事務処理は行われなかったことから、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえ

ず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 1040 (事案 930 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 43 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 43 年 6 月まで  
社会保険事務所 (当時) で納付記録を確認したところ、昭和 38 年 3 月から 43 年 6 月までの国民年金保険料が法定免除とされていた。  
申立期間については、母が法定免除を行っていたが、昭和 48 年ころに、長女である私が、10 年間の範囲内でさかのぼって保険料を追納できることを知り、A 市役所において 2 万 2,200 円を追納したはずである。  
このため、申立期間について、法定免除とされ、保険料が追納されていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人には、A 市役所が管理する国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の昭和 43 年 7 月から 45 年 3 月までの保険料について、「追納」の記載があることが確認できることから、申立人が 51 年 9 月 7 日に同市に転入後、その時点で納付可能であった申立期間直後の保険料を追納したものの、申立期間については時効により保険料を追納することができなかったとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の代理人である長女は、申立期間に係る同人の日記の抜粋及び申立期間直後の昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの保険料について、53 年 7 月 25 日に追納した領収書を提出しているが、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで  
昭和59年4月に会社を退職後、A市役所において国民年金の加入手続を行い、その後、自分で国民年金保険料を納付した。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月に会社を退職後、A市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおり、国民年金加入手続を行った場合、B社会保険事務所(当時)から「\*」の国民年金手帳記号が払い出される所、申立人の国民年金手帳記号については、60年3月に業務を開始したC社会保険事務所(当時)から払い出される「\*」となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張は矛盾している。

また、申立期間については、厚生年金保険加入者との婚姻(昭和57年6月)による任意加入期間であることから、申立人は、国民年金被保険者資格を有しておらず、納付書が発行されないため、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の主張どおり、申立期間において任意加入の手続を行っていた場合、第3号被保険者資格移行の手続日は昭和61年4月前後となる所、申立人が第3号被保険者資格の取得の手続を行った時期は、61年8月22日であることがオンライン記録より確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 11 日から 29 年 2 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A機関B事務所（現在は、C機関D事務所）に非常勤職員として勤務していた期間のうち、昭和 28 年 11 月 11 日から 29 年 2 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時にA機関B事務所に勤務していたことは、申立人から提出された船員手帳の記載及びC機関D事務所からの回答により認められる。

一方、C機関D事務所から提出された昭和 29 年 5 月 16 日作成の職員名簿により確認できた申立人と同一職種（A機関B事務所における非常勤職員のE職）の同僚 28 人について、同所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等と照合したところ、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を有していたのは、そのうち 9 人のみで、いずれも申立人より年齢が上であることが確認できるほか、15 人については、申立人と同様に 29 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得しており、さらに、残り 4 人については、職員名簿作成日の時点において同被保険者名簿に名前が無いことが確認できることから、同所においては、申立人と同一職種にあった者全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A機関B事務所において厚生年金保険被保険者資格を有していた非常勤職員のうち、存命中で連絡先が判明した 3 人に照会したものの、回答が得られた 1 人からは、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された

事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人が船員手帳を所持していることから、A機関B事務所についてFセンターに照会したところ、「船員手帳の適用事業所としての記録は確認できない。」旨の回答が得られているほか、前記同僚28人の中に、申立期間において船員保険の被保険者だった者もない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 43 年 2 月 20 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 36 年 4 月 1 日から 43 年 2 月 20 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、申立人が所持する同社から贈られた感謝状により確認できる。

一方、A社に照会したところ、申立人の申立期間における勤務について不明としているほか、当時の事業主を含め、当時の厚生年金保険の加入の取扱いを知る者は既に他界しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用について、詳細は分からない旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚のうち、連絡先の判明した9人に照会したところ、そのうちの3人から、申立人が勤務していたことは記憶している旨の証言が得られたものの、申立人の同社における厚生年金保険加入について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚の名前を16人挙げているが、そのうちの5人については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらないことから、同社においては必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえるほか、同被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。難しい。

加えて、申立人には、昭和 35 年 12 月 24 日付けで、現在の基礎年金番号である国民年金手帳記号番号「\*」が払い出されており、申立人は、申立期間を含め、同日以降、国民年金の被保険者資格を有しているほか、37 年 1 月か

ら平成10年9月までの国民年金保険料をすべて納付している。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 1 日から 36 年 12 月 30 日まで  
② 昭和 37 年 6 月 26 日から 37 年 9 月 10 日まで  
③ 昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで  
④ 昭和 38 年 9 月 1 日から 40 年 8 月 28 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②並びにC社に勤務していた申立期間③及び申立期間④について、昭和 41 年 3 月 28 日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受領した記憶が無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

C社（D）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和 41 年 3 月 28 日に、申立期間に係る脱退手当金の支給決定が行われており、申立期間以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間が無いなど一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、申立人は、申立期間の最終事業所を退職後、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、C社（D）は昭和 54 年 12 月 2 日に解散していることから、申立期間当時の事業主に照会したものの、当時の脱退手当金の取扱いについて具体的な証言は得られなかった。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 877

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 11 日から 39 年 1 月 16 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 35 年 9 月 11 日から 39 年 1 月 16 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間当時、勤務していたA社の所在地であるB県C市を本籍地として、同社に勤務していた。申立期間以外に勤務した事業所では、すべて厚生年金保険の被保険者であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。一方、A社に照会したところ、申立期間当時の書類は残存しないとして、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることはできなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票綴には、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚二人の名前及び原票は無く、健康保険整理番号にも欠番が無いことから、同社においては、必ずしも従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した7人に照会したところ、回答が得られた4人からは、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間当時、A社の所在地であるB県C市に居住（本籍地も同一）し、同社に勤務していたと主張しているが、申立人に係る戸籍によると、本籍地をD町（現在は、E市）から同市に転籍したのは昭和41年11月11日であることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期

間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 25 日から 34 年 5 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社や及びB社に勤務していた申立期間について、昭和 34 年 6 月 19 日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 5 月 1 日の前後 2 年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した女性のうち 23 人が脱退手当金の受給権を有していたところ、そのうち 21 人に脱退手当金を受給した記録が確認できる上、脱退手当金の支給記録がある者のうち連絡先が判明した 1 人に照会したところ、脱退手当金について、会社が手続を行い受給した旨の回答が得られたことから、申立期間当時、B社では、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、オンライン記録上、申立期間に係る脱退手当金の実支給額については、法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失後約 2 か月後の昭和 34 年 6 月 19 日に脱退手当金支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、当時は「通算年金通則法」（昭和 36 年法律第 181 号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社や及びB社における被保険者期間が 74 月である申立人が、B社を退職後、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。



これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 2 月から 51 年 2 月まで  
② 昭和 54 年 6 月から 56 年 2 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A自治体B区にあるC社に勤務していた昭和49年2月から51年2月までの期間及びA自治体D区にあるE社に勤務していた54年6月から56年2月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、両申立期間中、給与から厚生年金保険料を天引きされていたと思うので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、公共職業安定所からは、C社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

また、オンライン記録により、申立人が主張する所在地に厚生年金保険の適用事業所であるC社が存在することが確認できるものの、同社が適用事業所となったのは、平成9年8月1日であることから、申立期間①当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間①当時の事業主は連絡先が不明であるため、照会することができない。

加えて、申立人は、C社の同僚の氏名を記憶していないほか、オンライン記録からも、申立期間①当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないため、当時、勤務していた同僚を特定することができないことから、照会することができない。

### 2 申立期間②について、公共職業安定所に照会したところ、申立人は、昭和54年3月10日から55年4月30日までの期間、E社において雇用保険被保険者資格を有していた旨の回答が得られたことから、申立期間②の一

部の期間について、同社に勤務していたことは確認できる。

一方、閉鎖商業登記簿本及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立期間②当時、申立人が主張する所在地にE社が存在したことが確認できるものの、オンライン記録により「E社」及び類似する名称の事業所を検索したところ、申立人が主張する所在地に厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、閉鎖商業登記簿本によれば、E社は平成8年1月30日に解散している上、同簿本から確認できる事業主の連絡先も不明であるため、照会することができない。

さらに、申立人はE社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、照会することができない。

- 3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から同年 7 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、A市BにあったC社の営業所に勤務していた昭和 48 年 2 月から同年 7 月 1 日までの期間について、加入記録が無いことが判明した。

申立期間当時、当該事業所の従業員として、D 駅構内において、到着した荷物を発送先ごとに仕分けする業務を担当しており、勤務していたことは間違いない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社E支店（平成 16 年 4 月にE県内各地のC社の各支店が統合）から提出された、申立人に係る「失業保険被保険者資格取得確認通知書」により、申立人が、C社F支店において失業保険被保険者資格を昭和 48 年 2 月 6 日に取得したことを確認でき、同社同支店において勤務していたことが認められる。

一方、C社E支店からは、申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出及び同期間に係る厚生年金保険料の納付の有無については、当時の資料が残存していないため不明である旨の回答が得られた。

また、前述の「失業保険被保険者資格取得確認通知書」の給与体系の欄により、申立人の申立期間当時の給与体系が「日給」であったことが確認できるところ、当時、C社F支店において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚から、当時、正社員については、給与は月給制であり、入社と同時に厚生年金保険に加入していたものの、臨時社員については、給与は日給制であり、厚生年金保険に加入できなかった旨の証言が得られた。

さらに、C社F支店に係る厚生年金保険被保険者原票綴には、申立人の原票は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 9 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社において事務補助を担当しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。

一方、B社の総務担当者から、申立期間における申立人の勤務状況及び事業主による厚生年金保険料控除の事実については、当時の同社の書類等が残存しないため、不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚21人のうち、存命中で連絡先が判明した13人に照会したところ、回答が得られた10人からは、申立人に係る厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、上記回答が得られた同僚10人のうち、1人の妻から、申立期間当時、A社では、従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではなく、個人差があったとして、パートであった自身は厚生年金保険に加入していなかった旨の証言が得られたほか、別の1人から、当時の同社の社会保険の加入の有無について、入社後、一定期間を経過してから、本人の賃金や作業態度等を勘案した上で、社長と事務担当責任者の協議により、決定されていたと思う旨の証言が得られた。

加えて、申立人の上司であった事務担当者は他界しているほか、申立人は、ほかに女性の事務担当者がいたと主張しているものの、名前を覚えていないため、申立人に係る厚生年金保険の加入に関する具体的な証言を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 882

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 12 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 12 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社の代表者は父であり、父の厚生年金保険の加入記録には、同社の加入記録が確認できることから、私にも同社の加入記録があるはずである。

申立期間中にA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社の事業主であった者に照会したところ、申立人の勤務及び厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、A社における厚生年金保険被保険者資格を有している者のうち、存命中で連絡先の判明した一人に照会したところ、回答を得られたものの、申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間当時、A社には、事務員等を含め、多数の従業員がいたとの証言が得られているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票綴により確認できる被保険者数は最大でも7人であることから、同社においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがわれる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票綴には、申立人の原票は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、



申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 27 日ごろから同年 11 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 35 年 4 月 27 日ごろから同年 11 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、B機関退職後 1 か月後の昭和 35 年 4 月 27 日ごろに、A社に入社したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立人に係る関係資料については現存していない旨の回答であったため、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立期間同時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚 17 人に照会したところ、6 人から回答が得られたものの、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

さらに、同僚の証言から判明した申立期間当時の事務担当者から、申立期間当時、A社においては、入社後約 6 か月は勤務状況等を見る期間としていたとして、その後厚生年金保険に加入させていたと思う旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 6 月 1 日から 50 年 3 月末日まで、A 県 B 市に所在していた C 社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

法務局の閉鎖登記簿謄本により、申立人が主張する所在地である A 県 B 市に C 社が存在したことは確認できたものの、同事業所は昭和 59 年 12 月 2 日に解散している上、オンライン記録により、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、C 社の代表取締役は、閉鎖登記簿謄本に登載された住所に居住しておらず、申立期間当時の事情を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間及び前後の期間において、継続して国民年金に加入し、当該期間に係る国民年金保険料を納付しているとともに、申立期間当時保有していた健康保険証について、D 町役場（現在は、B 市役所）から交付された旨を述べていることから、国民健康保険にも加入していたことがうかがえる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月7日から23年3月31日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社B工場及び同社C工場に勤務していた申立期間について、昭和23年4月5日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した覚えが無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額及び脱退手当金の支給決定日(昭和23年4月5日)などが具体的に記載されているとともに、申立期間以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間が無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当時は「通算年金通則法」(昭和36年法律第181号)の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社C工場を退職後、昭和28年4月に共済年金に加入するまでの5年にわたり、公的年金の加入歴が無い申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

なお、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて、A社に照会したものの、代理請求に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。